

前橋市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、財政援助団体監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年6月25日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	藤	江		彰
同	富	田	公	隆

内 監
令和元年6月25日

前 橋 市 長 山 本 龍 様
前橋市議会議長 阿 部 忠 幸 様

前橋市監査委員	福 田 清 和
同	田 村 盛 好
同	藤 江 彰
同	富 田 公 隆

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、財政援助団体に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告いたします。

財政援助団体監査結果報告書

1 監査対象団体

本市が補助金、交付金等の財政的援助を与えている団体（財政援助団体）のうち、下記の団体を抽出し、関係する所管課と併せて監査しました。

前橋スポーツコミッション（所管課：スポーツ課）
特定非営利活動法人すみれの会（所管課：子育て施設課）

2 監査期間

令和元年5月8日から同年6月25日まで

3 監査対象

平成30年度における当該団体への財政的援助に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて令和元年度も対象としました。

4 監査方法

あらかじめ提出を求めた補助対象事業等に関する監査資料に基づき、各団体から概要聴取を行い、関係書類等を調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。

なお、監査に当たっては、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

（団体関係）

- ・補助対象事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・補助金等に係る収支の会計経理及び出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

（所管課関係）

- ・補助金額の算定、交付方法、時期及び交付手続き等は適正か。
- ・実績報告書等により補助金の効果及び条件の履行の確認が行われているか。
- ・補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

5 監査結果

財政的援助に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、下記の記載のとおり改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各団体及び市所管課に対して改善等を指導しました。

(1) 前橋スポーツコミッション（指摘事項 1件）

ア 出納事務について（指摘事項）

(ア) 資金前渡について

ハンガリーレスリング招聘事業ほか複数の事業の支出手続きにおいて、資金前渡を行っているが、支出命令書を作成せずに多額の預金を引き出しており、決裁責任者による確認が不十分な状況であった。また、使用されなかった現金の精算に2か月以上を要していた。

資金前渡を行うに当たっては、支出命令書を作成し、支出手続きの意思決定を明確にするとともに、事故防止や不正防止の観点から、支出が完了した後は速やかに精算処理を行うなど、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(イ) 立替払について

支払事務において、立替払による支出を多数行っており、精算の時期が遅れているものや高額な立替払も複数あった。

支払事務については、急な支出に対応するための前渡金（小口現金）を用意し、現金出納簿でその管理をするなど事務処理の見直しを図られたい。

(2) スポーツ課（指摘事項 1件、要望事項 1件）

ア 会計事務について（指摘事項）

前橋スポーツコミッションの運営において、団体の事務局をスポーツ課内に設置し、本市職員が会計事務を行っているが、支出命令書の決裁手続きの不備や出納簿の記載誤りなどが多数見受けられた。また、事務局長による出納簿等の定期的な確認も行われておらず、内部統制が機能しているとは言い難い状況であった。

団体の収入の大部分は本市からの負担金であり、事務局もスポーツ課内に設置していることから、会計事務については公金に準じた事務処理を行う必要があると考えられるため、内部統制の徹底を図り、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 団体運営について（要望事項）

前橋スポーツコミッションの運営において、現在の本市の関わりとしては、負担金による財政的支援に加え、事業主体として市の職員により事業の実施を行っている状況であり、負担金事業とする必要性に疑義がある。

適正な財務の執行を図る観点から本市の事業として直執行することに改めるなど、見直しを検討されたい。

(3) 特定非営利活動法人すみれの会（指摘事項 2件）

ア 会計処理等の業務委託について（指摘事項）

団体の会計処理や決算書作成などの財務会計業務において、すみれの会の職員と業務委託契約を締結していた。

すみれの会の慣例として、児童館運営業務から会計処理等の財務会計業務を切り離して考えており、財務会計業務を担う職員に対し、業務委託としてその対価を支払っているとの説明であったが、当該業務については児童館運営業務の一部と考えられ、給与として支払うのが適当であるため、給与規程にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 預り金について（指摘事項）

総勘定元帳における預り金の残高において、別の勘定科目に計上すべき経費を誤って計上したまま翌年度に繰り越していた。また、給与手当から源泉徴収した総額よりも税務署に納付した総額が少ないにもかかわらず、残額を預り金に計上したまま翌年度に繰り越していた。

預り金残高の内訳を明らかにし、科目修正や還付など適切に処理するとともに、預り金の残高を適時確認するなど適切に管理し、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(4) 子育て施設課（要望事項 1件）

ア 補助金交付要項の見直し等について（要望事項）

民間児童館運営費補助金の交付要項において、補助対象とする経費や補助対象に適さない経費についての具体的な記載がなく、実績報告においても、補助金を充当した経費が明確にされておらず、補助金の執行を適正に確認できているか疑義が生じる状況であった。

交付要項において、補助対象とする経費や補助対象に適さない経費について明確にするとともに、補助事業者に対しても、補助金の充当経費が確認できる実績報告書を作成するよう指導し、より適切な補助金交付事務となるよう努められたい。